

大川市議会第2回定例会会議録

平成22年3月19日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	石	橋	忠	敏	10番	中	村	博	満
2番	篠	島	か	お	る	11番	岡	秀	昭
3番	吉	川	一	寿	12番	中	村	武	彦
5番	平	木	一	朗	13番	佐	藤		操
6番	古	賀	龍	彦	14番	山	田	廣	登
7番	石	橋	正	毫	15番	井	口	嘉	生
8番	川	野	栄	美	子	17番	古	賀	光
9番	福	永		寛	18番	神	野	恒	彦

欠席議員

4番	今	村	幸	稔	16番	古	賀	勝	久
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	植	木	光	治			
副	市	長	福	島	裕	幸			
教	育	長	石	橋	良	知			
会	計	管	理	者	宇	木	博	子	
(兼)会	計	課	長	長	木				
消	防		長	柿	添	新	一		
(兼)警	防	課	長						
経	営	政	策	課	長	木	下	修	二

総務課長	今泉貞則
(併)選挙管理委員会事務局長	
企画調整課長	古賀文博
税務課長	古賀重敏
上下水道課長	宮崎博巳
学校教育課長	武下博子
農業委員会事務局次長	川野徳重
監査事務局長	武下知寛

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	酒見隆司
議会事務局書記	永尾龍之介
議会事務局書記	石橋英治
議会事務局書記	堀修

4. 付議事件

1. 委員長報告

1. 質疑、討論、採決

1. 追加議案の上程

議案第24号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

1. 追加議案の質疑、討論、採決

(議案第24号、第25号)

1. 閉会中の所管事項継続調査の件

1. 会議録署名議員の指名

1. 閉会の宣告

午前 9 時30分 開議

議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。古賀勝久議員、今村幸穂議員より欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第2号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、中村博満君。

総務委員長（中村博満君）（登壇）

皆さんおはようございます。委員長報告をいたしたいと思います。

私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第2号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第2号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、議員報酬について、大川市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、議長の報酬月額を471千円から424千円へ、副議長の報酬月額を421千円から379千円へ、議員の報酬月額を400千円から360千円へ、それぞれ10%の削減を行うものであります。

また、この改正に伴い、報酬月額並びに期末手当の支給額を5%減額する条例附則第11項及び第12項の規定を削るものであります。

委員会では、削減額はどれくらいになるのかただしたところ、10%カットすることで、議会全体で、年間に約11,300千円削減することになる旨の答弁があり、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第3号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、所掌する事務の内容を、市民の皆様など、対外的にわかりやすいものにするため、課の名称について、農村環境整備課をクリーク課に変更しようとするものであります。

委員会では、現在の農村環境整備課に課名を変更したとき、当時の総務委員会ではクリークの文字を残すよう要望したが、そなならなかつたため委員会では否決すべきものとした経緯がある旨の意見が開陳され、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第4号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、本市の特別職の職員の報酬について、特別職報酬等審議会の意見並びに社会経済情勢等を勘案し、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、削減額はどれくらいになるのかただしたところ、今回提案している分全体で年間に12,000千円程度を予定しており、その他条例に出ていない附属機関なども合わせると12,900千円程度になる旨の答弁がありました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第5号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長の給料について、社会経済情勢の変化や類似都市の改定状況等を勘案して答申された特別職報酬等審議会の意見を尊重し、市長の給料月額を910千円から819千円へ、副市長の給料月額を739千円から665千円へ、教育長の給料月額を659千円から593千円へ、それぞれ10%の削減を行おうとするものであります。

また、退職手当の支給方法等について、大川市職員退職手当支給条例における退職手当の支給制限等の改正を踏まえて、具体的項目の明示など文言の整理をしようとするものであります。

委員会では、削減額はどれくらいになるのかただしたところ、年間に3,500千円程度である旨の答弁があり、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第6号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員

の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、長い超過勤務による長時間労働を抑制し、労働者に休息を与えることにより健康を確保するなど、労働環境を整備することを目的とした労働基準法が改正され、本年4月1日から施行されることを踏まえ、超過勤務時間が月に60時間を超えた分について、支給割合を従来の100分の125に100分の25を上乗せし、100分の150を乗じた額を手当として支給しようとするものであります。また、当該支給割合の上乗せ分100分の25の支給にかえて代替休を指定することができる制度を新設するものであります。

委員会では、超過勤務が月に60時間を超える職員はどれくらいいるのかただしたところ、平成21年度では予算担当課の3名である旨の答弁があり、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 平成21年度大川市一般会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ367,451千円を追加し、この財源として、歳出に見合う市税、地方交付税、国庫支出金及び県支出金等をもって充当し、予算総額を14,278,546千円とするものであります。あわせて、本年度内に事業の完了が見込めないものについて、繰越明許費の設定を行う補正と対象事業費の追加及び変更に伴い、地方債の追加及び変更の補正を行うものであります。

各款における補正の主な内容について、御報告申し上げます。

まず、2款・総務費には、職員の退職勧奨等に伴う退職手当270,600千円、地方バス路線維持費補助金1,692千円、平成19年度生活保護費国庫負担金返還金5,454千円などが計上されております。

3款・民生費には、障害者自立支援法に基づく障害者通所サービス利用促進事業補助金1,200千円及び子ども手当システム改修委託料5,500千円が計上され、重度障害者医療費助成費40,000千円及び子育て応援特別手当32,295千円が減額されております。

7款・商工費には、中小企業緊急金融支援利子補給金63,500千円が計上されております。

8款・土木費には、国の経済対策に伴い、道路新設改良事業費52,700千円、都市下水路整備工事費13,500千円及び筑後川昇開橋展望公園等整備工事費4,800千円が計上されております。

9款・消防費には、国の経済対策に伴い、消防ポンプ格納庫建設事業費9,000千円が計上されております。

10款．教育費には、国の経済対策に伴い、平成22年度計画分を前倒しして、小学校運動場芝生化工事費10,000千円が計上されております。

また、繰越明許費につきましては、18事業について設定がされております。地方債の補正につきましては、学校教育施設等整備事業について、限度額39,300千円の設定がなされ、公営住宅改善事業については、限度額29,800千円から54,100千円に増額変更され、防災施設整備事業について、限度額37,800千円から15,900千円に減額変更されております。

委員会では、まず、2款．総務費について、退職予定者数をただしたところ、当初予算で定年退職者8名分の退職手当を計上しており、今回の補正で勧奨9名、自己都合1名、前副市长の退職金を計上している旨の答弁があり、さらに、地方バス路線維持費補助金について増額する理由をただしたところ、この補助金の算定期間が平成20年10月から21年9月までとなっており、額が確定したため補正している旨の答弁がありました。

次に、8款．土木費について、22年度計画の前倒しということだが道路新設改良工事の箇所の場所は決まっているのかただしたところ、3地区を予定している旨の答弁がありました。

次に、9款．消防費について、消防ポンプ格納庫建設がいつになるのかただしたところ、用地については20年度予算で確保しており、できるだけ早く建設したい旨の答弁がありました。

次に、10款．教育費について、小学校工事費の10,000千円はどこの学校を芝生化するのかただしたところ、宮前小学校及び川口小学校の運動場を予定している旨の答弁がありました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について、御報告申し上げます。

本案は、我が国に永住する外国人に対し、国民固有の権利である参政権、特に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を立法により付与しようとしている問題について、日本国の主権・統治行為にかかわる問題であり、とりわけ外国からの圧力で参政権を付与するようなことは絶対にあってはならないことと考え、国会及び政府に対し、外国人に地方参政権を付与することがないよう、強く要望する意見書を提出しようとするものです。

委員会では、永住外国人への地方参政権付与に対する市の見解をただしたところ、状況は把握しているが、現段階では具体的に検討していないので意見を求めるに至る。

れない旨の答弁がありました。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第2号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成21年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第7号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について外1件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報

告を求めます。文教厚生委員長、岡秀昭君。

文教厚生委員長（岡 秀昭君）（登壇）

おはようございます。文教厚生委員長報告を申し上げます。

私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第7号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第7号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、大川市国民健康保険事業の財政健全化のため、大川市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえた国民健康保険税率の改正等所要の改正を行おうとするものであります。

具体的には、資産割の廃止を初めとした税率の改正及びそれに伴う軽減額の改正、被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に対する減免措置を延長する内容であります。

委員会では、徴収率の向上についての方策をただしたところ、口座振替による納付の推進、夜間窓口の開設、滞納者への短期保険証交付などを行っているものの、国保税については低所得者層に滞納者が多く、徴収率を向上させるのは大変難しい旨の答弁がなされました。

また、今回の改正内容の周知についてただしたところ、市報掲載や7月に送付する全国保世帯あての納税通知書にチラシを同封することなどを予定しており、他市を参考としながら改正内容について理解や納得が得られるような広報を行いたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号 大川市市民交通災害保険条例を廃止する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、市民交通災害保険の保険者である損害保険会社が昨今の保険業界を取り巻く変化等により市民交通災害保険の販売を中止することに伴い、同条例の廃止をしようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第7号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 大川市市民交通災害保険条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第9号 大川市暴力団排除条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、佐藤操君。

産業建設委員長（佐藤 操君）（登壇）

おはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第9号 大川市暴力団排除条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第9号 大川市暴力団排除条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、福岡県が県内の暴力団を排除し、安全で平穏な県民生活の確保と、社会経済活動の発展のため、全国初となる暴力団を排除するための総合的な条例である「福岡県暴力団排除条例」を本年4月1日より施行することを受け、本市においても安全で安心して暮らすことができる社会を構築し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、本市における社会経済活動の健全な発展に寄与していくため、「大川市暴力団排除条例」を制定するものです。

委員会では、市内における暴力団の事務所の有無、人数、活動内容等の実情を行政として把握しているのかただしたところ、市内の実情については把握していないが、全国の指定暴力団22団体のうち福岡県内に5団体があり、暴力団排除の機運が高まっている旨の答弁を受けました。

さらに、暴力団への対応等についての市職員研修はなされているのか、また、一般市民への啓発についてただしたところ、市職員への研修はこれまで実施されていないが、研修担当課と協議しできる分はやっていきたい、また、暴力団排除についても、今後立ち上げが予定される「安全・安心まちづくり協議会」を通じて、安全で安心なまちづくりの一環として取り組みたい旨の答弁を受けたほか、詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号 平成21年度大川市下水道事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費の補正に関するもので、本年度内に事業の完了が見込めない公共下水道事業について、繰越明許費の設定をするものであります。

委員会では、予算を繰り越す理由についてただしたところ、繰り越し対象の事業は、9月議会で補正した地域活性化・公共投資臨時交付金事業による工事費3件、193,000千円分及び21年度当初予算の1件、51,000千円分であるが、先発で実施中の工事箇所につながった箇所での工事であり、同時に実施すると工事箇所の延長が長くなり、渋滞等で道路交通に支障を来たすおそれがあることから、先発工事の終了後に順次施工することとし、繰り越すこととしたものであります。対象工事については22年度の早期に発注予定である旨の答弁を受けたほか、詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号 市道路線の廃止について、及び議案第22号 市道路線の認定について、一括して御報告申し上げます。

議案書に記載されておりますとおり、今回の市道路線の廃止が中古賀地区の1件、認定は道海島地区、酒見地区及び坂井地区の計4路線です。

まず、廃止路線は、22年度に大川市土地開発公社から買い戻しをして資源ごみの受け入れ施設として整備を予定している用地内に残っている市道を廃止しようとするものの1路線、また、認定路線は、旧道海島小学校敷地を分譲用地として整備したことに伴うもので2路線、酒見橋架け替え工事に伴い取り付け道路を認定しようとする酒見地区の1路線、寄附によつて市所有となる道路を認定する坂井地区の1路線であります。

委員会としましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところでありますが、特段の異論もなく、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第9号 大川市暴力団排除条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成21年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第12号 平成22年度大川市一般会計予算外6件を一括議題といたします。

これから、予算特別委員会における審査の経過並びに結果について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、中村博満君。

予算特別委員長（中村博満君）（登壇）

では、予算特別委員長といたしまして報告させていただきます。

私は、予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第12号 平成22年度大川市一般会計予算外6件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。なお、本委員会は今回も議長を除く全議員で構成され、井口議長も議長の立場で参加されており、審査の詳しい内容については皆さん御承知のとおりでありますので、これを省略し、審査結果を中心に御報告させていただきます。

まず、議案第12号 平成22年度大川市一般会計予算について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本市においては、新たな第5次長期総合計画の指針に基づき、長期的展望に立脚した諸施策を展開するものであるが、歳入の根幹である市税収入の大幅な減収を初め、一般財源の収入見込みは極めて厳しい状況にあり、新年度の予算編成に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、一般行政経費の全般にわたって節減を行い、限られた財

源を効率的かつ重点的に配分し、創意と工夫をもって住民福祉の向上に資するよう努められたとのことであります。その結果、一般会計の予算規模は13,630,000千円で、前年度当初予算との対比では8.5%の増となっております。

審査の過程では、各款にわたり、多くの質疑・意見等が交わされたところであります。

特に、総括質疑において、委託料の項目が余りにも多過ぎるのではないか、市職員がもう少し勉強することにより、みずから行えば、予算的にも10円でも安くなるのではないかとただしたところ、専門的技術が必要な部分を中心に委託しているものであるが、技術を修得しながら自前でできる分はやっていきたい旨の答弁がなされました。

さらに、前年度の予算がそのままスライドされ、恒例的にそのまま継続されている予算が見受けられるが、企業努力という形で考えると、前年度と同じ業者と契約するような場合は、そのままではなく価格についても、受託業者と交渉するなど職員の努力が必要ではないかとただしたところ、重要な部分、基礎的な部分から外れた部分については複数の業者から見積りをとったり、市内の業者でできる部分については市内の業者に発注することを基本としている。これからもできるだけ安価になるよう努力したい旨の答弁がなされました。

次に、記者会見における次年度予算案の内容に関する情報の出し方について、あたかも、既に議決されたかのような報道も見受けられ、一般市民が誤解しないように、また、議員にも内容の濃い資料を配付してもらえないかとの要望をしたところ、記者会見で配付する資料と同じようにわかりやすい資料を議案配付と同時に配付したい旨の答弁がなされました。

委員会では、詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 平成22年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について、予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費72,563千円、保険給付費3,249,502千円、後期高齢者支援金等483,291千円、介護納付金227,189千円、共同事業拠出金679,249千円などで、予算規模は、4,770,000千円となっております。

委員会では、保健事業の中の特定健康診査などについて、詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 平成22年度大川市老人保健事業特別会計予算について、御報告申し上

げます。

本会計は、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、それ以前の老人保健法に基づく医療事業の月おくれ請求分や過誤調整分について、予算編成を行うもので、歳出の主なものは、医療給付費2,400千円、医療支給費600千円などで、予算規模は4,100千円となっております。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号 平成22年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費21,991千円、後期高齢者医療広域連合納付金485,699千円などで、予算規模は510,000千円となっております。

委員会では、本事業における対象者数などについて、詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 平成22年度大川市介護保険事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づき、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定について予算編成を行うもので、予算規模は、介護保険事業勘定3,045,000千円と介護サービス事業勘定24,000千円を合わせて、3,069,000千円となっております。

介護保険事業勘定における歳出の主なものは、総務費123,559千円、保険給付費2,833,640千円など、また、介護サービス事業勘定における歳出の主なものは、総務管理費17,571千円、居宅サービス事業費5,429千円などであります。

委員会では、介護認定審査会の内容、地域支援事業における地域介護予防事業や包括的支援事業の状況、配食サービスなどについて、詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号 平成22年度大川市下水道事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

公共下水道は、市民生活における根幹的な施設として不可欠な社会資本であり、生活環境

の改善、公共用水域の水質保全及びトイレの水洗化等を目的として、事業の推進を図つてゐることであり、平成22年度は、これまでに供用開始を行つた地域の水洗化促進や、管渠整備による供用開始区域の拡大を図るために必要な事業経費について予算編成を行い、予算規模は、540,000千円となっております。

委員会では、下水道工事の内容や水洗化工事助成金の内訳等について、詳細な説明を求め審査を行いました。また、総括質疑では、下水道の各家庭への接続・普及促進の必要性についてただしたところ、平成20年度末の供用開始面積157ヘクタールにおける接続率が48%、本年2月末では163ヘクタールに対し、55%と少しずつ拡大している。本事業の維持管理は基本的には使用料で賄うこととしているため、これまで、対象地区での下水道の接続に向けてアンケートを実施し、今後引き続き、未加入世帯への戸別訪問による費用負担の見積もり説明等にも取り組み、さらなる接続率のアップに努めていきたい旨の答弁を受けたほか、詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号 平成22年度大川市上水道事業会計予算について、御報告申し上げます。本会計予算の第3条収益的収支は、収入である水道事業収益799,762千円に対し、支出である水道事業費が794,193千円であります。

また、第4条資本的収支は、資本的支出261,178千円に対し、資本的収入を8,053千円とし、この不足額253,125千円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金224,153千円、繰越利益剰余金処分額23,991千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,981千円で補てんするとのことであります。

委員会では、水道管の布設工事予定箇所について、詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。（「反対討論」と呼ぶ者あり）ほかはございませんか。

ただいま討論の通告がありましたので、これを許可いたします。まず、1番石橋忠敏君。

1番（石橋忠敏君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、議案第12号 平成22年度大川市一般会計予算について、反対をさせていただきます。

本件予算案については、先ほど委員長から報告として述べられたように、全く内容的に委託料などの予算がそのままスライドして、余りにも目立ち過ぎるということで、何か事務的に処理されているような感じがするもんですから、総合的に予算編成においては職員の全く努力が見られないという感じであります。

それと、その中には、一部の人間のトップダウンによる予算編成が私には強く感じられる、そういうことによって一部、二、三だけ私が目立った、反対討論するきっかけにはなった項目をちょっと述べさせてもらいます。

まちづくり事業ですね、前年度もそうだけど、今年度も事業に取り組まれるという予算が計上されておるけど、この内容的には私自身は全くひど過ぎると。我々議員というか、市民をばかにしているんじゃないかというようなトップダウン的考え方の中での事業としか私は見受けられないもんですから、ちょっと二、三、議員の方々もやはり市民の代弁者としておられるから、多分に理解はできると思うんですけど、委員会で説明を受けた9,000千円の協議会の内容、それから顧問料50千円などについては全く不透明、全然未定のまま予算計上されておるということについて、これ自体私らはどういう形で審議をすればいいのか、全く審議できるような状態じゃないようなのを予算計上されているということですね。

それから、このまちづくり事業に関しては、前年度においても四、五千万円の予算を使われている。これは国際医療福祉大学、メロディーロードの問題、旧吉原邸のところの駐車場の拡幅、それから若津地区の遊歩道の問題、これについて50,000千円近い予算を使われているにもかかわらず、また同じ場所の、事業名称は違うけど、結局先ほどの昇開橋のところの公園の駐車場問題、それから旧吉原邸に並ぶ肥後街道のところの石畳の問題、それから、またちょっと私もぱっと思い出しきらんけど、国際医療福祉大学じゃない、メロディーロード関係のところにまたお金をかける。これが総合的に、内容的には52,000千円、それから先ほど言った9,000千円、そういうのを総合すると、今年度もやはり60,000千円以上をこの3区

画において投資をされている。これについては、本当に市民がそれを望んでいるのかどうかということは、前回、私一般質問で言ったように、それぞれの地域の人たちは7割、8割、若津地区であれば3分の1以上は税金の無駄遣いという指摘を実際アンケートで上がってきている。にもかかわらず、今年度もまた60,000千円以上の予算を投入して何かをつくる。こういうのは私自身からするともっとほかに予算を使うべきじゃないかという強い気持ちを持っているもんですから、これに対しては極力私は拒絶反応が出るからこういうふうに反対討論をさせてもらっているんですけど、皆さんたちもよう考えてくださいね。本当にその3カ所の部分に、今年度まで入れると1億円以上ですよ、1億円以上の予算をこの3区画というか、3カ所に対して1億円以上の、財源が厳しい予算がないないで大川の町はそれぞれ廃っているような状態の中で、1億円からの金をかけて観光とかもしくはあそこにある三潴銀行の跡地に今度記念館が建ったんですけど、これも20,000千円の、民間企業に対して助成か補助か知らんけど、そういう文化財の保存という名目かなんかそういう形で20,000千円を投げている。そういうことから考えると、大川市全体を考えてあるのかという私の考えがありますし、大川市内のほかの各大野島にしても川口地区、それから幡保地区、田口地区、木室地区、向島地区、三又地区、道海島地区、これに対しては全くの意欲が見られない。ちょっと後に述べますけど、公社のほうに32,000千円ずつ毎年持っていかれる。ということは、1億円近い金が一般の予算の中から削りとられて、公社の土地の買い上げの分が32,000千円ですけど、まちづくりに対しては間違いなく60,000千円近い金がまちづくりの事業に対して持っていかれる。ということは、ここにある程度出ておると思うんですけどね、前年が50,000千円、今年は60,000千円、今からずっとこういうふうな形で、考えられている人にしてみれば、確かに絵にかいたまちづくりの一環としては認められるかわからんけど、本当に今何をするべきかということを忘れてあるんやなかろうかという気持ちを私は持っております。皆さんもそれぞれの地区からそれに一票一票もらって上がってきてている人やから、自分たちの保身ばかり考えずに、やはり冷静に判断をしてほしいという気持ちですね。ちょっと私、感情的になったんですけど、予算とは問題ないですけどね。私がこれは本当に一部の人間のトップダウンによる予算編成ということは私強う感じるよう、この内容なんかも見ると感じるんですけどね。

現に先ほど言いましたように、この事業は本当に地元の人たちは喜んでいないんですよ。つくってくれるならありがとうございます。つくってくれるなら、こうやってほしいという要望、

次は、そんかところするよりも、うちの目の前の道路をしてくれ、側溝をしてくれという本當、小保地区の裏の人たちというのは、みんな7割から8割の方は何であげんか無駄なことをするとやろうかというような苦情はいっぱい出ていますよ。そういう中でも強引にまたやるということに対して、私はこの事業の予算については全く反対です。

それから、このまちづくりというものに対しては、皆さんも御存じのように、土地開発公社が今回320,000千円で公社のほうから行政、市のほうが買い上げという形で、320,000千円使ってていますけど、これも毎年32,000千円ずつ予算から持っていかれるんですよね。ということは、その分も予算が減るということですよ。それで、これと同じような、似たようなケースになるんじゃないかというのは皆さんも、古い議員さんたちもおられるから、十分わかっておられると思うんですけど、この開発公社の先行投資の土地の取得ということに対して、大川市の財源が今までどれだけ手痛い思いをしてきたか。それで結局、残ったものは1,000坪か1,500坪ぐらいの土地を320,000千円で買い上げるようなばかみたいな結果になる。

また、同じように、大野島にあるふれあいの家ですかね、ああいうところにももう結局、赤字赤字の中、あの投資をした金が果たして効果があったのか。逆に市は維持管理する以上、そこに何千万円かの赤字の補てんを続けなければいけない。こういう危険なリスクというのが先行投資なんですよ。だから、このまちづくりというのも、果たして先行投資の意味での観光プロジェクトじゃないけど、観光を目指してなのか、こういう不景気なときに観光をしたって、観光といっても、私も前回言ったように、全国的に今まで從来観光地でなかったところが観光に対しての予算を投入しているところというのは全国でないんですよ。ということは、これも一つの5年、10年先には観光のまちじゃないけど、学生のまちイコール観光、そういうことを考えれば、土地開発公社の問題と同様に土地の取得も先行投資、ふれあいの家も先を見据えた中での箱物建設、そういうものに対して果たして効果があったのかというか、市がどれだけそれによって相乗効果というか、費用対効果があったのか。これは、ただ、行政の財源を首絞めるだけやったんですね。ということは、こういうふうなリスクというか、こういうふうな危険を冒しているのが先行投資なんですよ。ということは、そのときにトップに立つ人間の器、トップに立つ人間の判断いかんでは、本当に大川市の財源が破滅するか、もしくはいい感覚を持っておる人であればよくなるだろうし、逆に言えば、何か知らんけど、トップダウン的な感覚でやられるトップが判断をミスったら、それによって大川市の財源は破滅するということなんですよ。そういう強いリスクがありますから、このまちづ

くり事業というのに関しては私は徹底して反対したいと思っております。

それからもう一つ、ちょっと小さなことなんですけど、エコの問題の住宅のモデルというか、何か私もちょっと暗記しているだけですけど、住宅をモデル的に60戸内障子でエコの効果というか、エコの効率というか、そういうふうなのを検証じゃないけど、モデル的にやってみるということで10,000千円の予算が使われているんですけど、これは私のところも、私の自宅も防音装置の二重ガラスやし、内障子なんですよ。ですから、確かに温度差とか、そういうのははっきり私自身も効果があるなと思っております。これは確かに効果があるんですよ。確かに何がしかの効果はあります。でも、これは10年も前から私のところは内障子という工法は用いてやってあるんですよ。それを今さら試験的にその効果を求めるというか、効果がどれほどあるのか、これを全国的に建具業界として、建具として、大川の家具として売り出そうとしても、これはもう10年以上前からこういうことを実際やってあるんですよ。10年前からうちの家でも、内障子も、ガラスも二重貼りにしたりして保温装置というか、冷房もようきくようにしています。でも、これを建具屋さんたちが販売を、大川の建具業界がこれを目玉に世に売り出そうとしても、もう先駆者というか、先にそういうのを全部やってますからね。であれば、もう1つはあえてこれは建具業者が自分たちで努力して、自分たちがその効果を明確にして、そして世に出すべき事業だと思って、これを行政が10,000千円からの予算をもう10年も、20年かどうかわからんけど、10年以上前からやっている事業、建具の工法を、今に至って10,000千円からの予算をつけて、なおかつ業者に対してモデル的に大川市の所有であるその住宅を60戸やるとか、これは逆に言うと、私から見ると一部の、それは間違っておったら訂正しますけど、民間企業に対する利益供与に準ずるような内容の予算じゃないかと私自身は思っております。それが1つ。余りにもトップダウンの感覚というのは独裁過ぎるというか、間違ったら先ほども言ったように、指揮命令権同様にトップダウンの感覚というのは本当に両刃の剣なんですよ、もろ刃の剣というか、両刃の剣というかね、よければいいんですよ。悪ければ致命傷になるような内容で、また今回も本来行政の予算としては、一部民間企業に対する利益供与のにおいじゃないかというふうに私は感じます。それによって反対します。

それともう一つは、前回、いつの時期かわからんやったけど、古賀光子議員が子育て支援室をつくってほしいと一般質問で言われたんですけど、それに対して行政側の答えというのは、ああ、いいことですと、それは取り入れましょうと、やりましょうと。そういう返事を

されておきながら、今年度の予算には子育て支援室というものに対する予算が組まれていない。ということは、古賀光子議員の一般質問の内容がどうだというんじゃなくて、私たちが一般質問をこの議場でやる。やることによって行政はそれに対して答えを出す。出したことを実行しないということが私自身は納得できないというか、腹立つんですよ。わしらもね、本当私もこういう一般質問とかこの議場で物を言うときには、心臓ばくばくなんですよね。ばくばくしながら行政に対して要望とかいろんなことを要求を突きつけておるんやけど、それによって行政が適当な答えを出しそるんかなと。私自身は今回のその予算の中に、委員会のときもちょっと質問したんですけど、子育て支援センターと子育て支援室、室とはどう違うかということで、ちょっと私お聞きしたんですけどね、私が錯覚しておったら、これは訂正しますけど。

何かこの議会での質問、質疑、それから一般質問、それらの重みがこの議場にはないというように感じます。なぜかというと、わしらも本当に、ほか議員さんたちもいっぱいおるけど、一般質問とか何かされるとき、自分たちが要望とか何かするときには、一晩も二晩も寝らんで考えながら要望すると思うんですよね。それに対して、ああ、わかりました、じゃ、やりましょうとか、ああ、それはいいことですから取り入れましょうとか、そういうふうな回答をしておるが、私らは、ああ、受け入れてもらって、次はちゃんと行政はやってくれるんやなと、そういうふうにしてよかったですいう気持ちになるんですよね。ところが、今年度の予算を見ると、私は子育て支援室を予算の中に計上してあるのかなと思ってちょっと見させてもらっておったんですけど、ないもんだから、ああ、じゃ、わしらが一般質問して、行政に対して要望とかそういうことをしたって、行政はその場限りの適当な言葉だけで、パフォーマンスだけの一般質問をさせよるんやろうかとか、何かもう私自身がこの一般質問することすら意味がないかなと、そういうふうに強う感じるとですよね。だから、予算、これもやっぱり一応予算の中での流れですから、ちょっと述べさせてもらったんですけどね。

ちょっと二、三だけ述べさせてもらいますけど、私は総合的にこの予算書というものは、今まで余り勉強していなかったんですけど、今回ははっきり勉強させてもらって、皆さんと同じように私一人でもこの予算書の、ここで決議はどうせ可決になるやろうからですね。でも、私は一人でも反対します。私一人でもこの予算の中身を、事業仕分けを私がします。一般質問でまたこれについて行政のほうに質問させていただこうと思っておりますけど、今回の予算可決というか、予算と、22年度の大川市一般会計予算は可決になるとは思いますけど、

皆さんもよう考えてください。本当にこのまちづくり事業というのは大川市の財源を覆すというか、ここに投入するだけ、一般のこれは最後ですよ。それぞれの課から間違いなく60,000千円、なおかつ土地開発公社の土地の買い上げの32,000千円、約1億円が本来もらえるべきそれぞれ課の中から全部削減されてこの金に消えていくんですよ。消えていくんやつたら、その金が本当に有効に、その大川市民のために有効になる、活力を生む、何かいろんなことによって納得のできる予算の使い方をされるんであれば、私はそれはいいことだと思うんですよ。ところが、予算を今まで、クリーク問題でもそうですけど、予算は従来どおりやるとか、手厚くやっておるとか言われるけど、何のことはない、予算そのものが何らかの形でどれかの課は間違いなく削減されるんですよ。なぜかといったら、財源は決まっていますからね。決まっている中から32,000千円持つていけて、まちづくりには60,000千円持つていく、ということは、1億円を一般のそれぞれの課の中から間違いなくどこをどう取るかは行政の中身の問題やろうけど、間違いなく1億円消えるんですよ。この1億円消える以上は、1億円の価値のあるような事業を私はやってほしいと思う。ところが、今は再三言うようだけど、このまちづくり事業に関しては、大川市民の人たちが、ああ、よかった。あれができたよかったですといったいう人は一人もいないと思いますよ。まずいない。あ、あれができたなんならよかったですとか、あれができるならどうにかなっとやなからうかなというところの漠然な気持ちを抱いているかはわからんですよ。

考えてみてください。あなたたち議員が遊歩道歩いたか。ようっと考えてくださいよ。メロディーロードを歩いたか。小保の旧吉原邸、それは公務上行く必要もあるかもわからんけど、家族連れであそこの肥後街道を本当に自分たちのいやしの場として散策をしたことがあるのか。この辺をよく考えて、本当に市民にとって大事なことか。私はこういう予算は前回から言っているように、クリークとか、幹線水路とか、道路とか、こういうふうな事業に関して手がけることによって市民はあしたを夢見るんですよ。昇開橋温泉のところに駐車場ができたからといって、だれも夢見らんですよ。旧吉原邸の遊歩道ができたから駐車場は必要ないのに広げたからといって、だれも喜んでいないですよ。じゃ、高木病院の周りのメロディーロードかなんか何億円かけて20億円近くやって、あの道路の補修によって20,000千円とか、また20,000千円とか使われてある。これね、大川市民の例えは、名指しじゃ悪いんですけど、中村博満議員なんかも木室地区ですよ。木室地区のばあちゃんたちがあそこを散策していますか。喜んでいますか。よう考えてくださいよ。本当に毎年1億円近い普通の予算を

削りとて、本当に市行政が10年、5年かけての事業というなら、何が一番必要かというのはあなたたちみんなわかっていると思うんですよ。あなたたちの声に市民から呼ばれる、その市民があなたたちに対して、この問題はどうにかしてくれ、どうにかしてくれ、どうにかしてくれと頼まれてあるんですよ。これは道路、次に水路、クリーク、こういう問題なんですよ。この景気が低迷している中で150千円ぐらいの給料しかもらわんて、子育てにも四苦八苦している中で、だれが観光に来るんですか。今度、私は行政のまちづくりの担当にも言おうと思ってるんですけど、銀行の跡地の記念館に、私も若津にあるけど、まず1日に何人かですよ。何人か来た人が、例えば、昇開橋を見学に行く、それからコース的にいえば旧吉原邸のところの肥後街道を回る。でも、これは回るだけあって、地元の人は1円も潤わんのですよ。1円も潤っていない。なおかつ若津地区の住民の人たちは銀行がでて温泉ができる、ああいうのができたばいという反面、交通事故という生命の危険にもさらされておるんですよね、これは。

議長（井口嘉生君）

石橋議員に申し上げます。取りまとめをお願いします。

1番（石橋忠敏君）続

ようっとあなたたち考えてください。その結果で、私は別に何ともないんだけど、私は私個人ですから、反対させてもらいますので、よろしくお願ひします。

終わります。

議長（井口嘉生君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

まず、議案第12号 平成22年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成22年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成22年度大川市老人保健事業特別会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成22年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成22年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成22年度大川市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成22年度大川市上水道事業会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、直ちに議会運営委員会が開催されますので、議会運営委員の皆さんには議会応接室へお集まりいただきますようお願ひいたします。

なお、再開時刻は後ほどお知らせいたします。

午前10時49分 休憩

午前11時10分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、本市議会議員中村博満君外3名より、議案第24号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての議案1件が提出され、また、市長から議案第25号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての議案1件の送付がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第24号及び議案第25号を一括議題といたします。

議案を局長に朗読いたさせます。局長。

議会事務局長（酒見隆司君）

それでは、朗読いたします。

議案第24号

大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成22年3月19日

提出者 大川市議会議員

中 村 博 満

岡 秀 昭

佐 藤 操

石 橋 正 優

次のページをお願いいたします。

大川市議会委員会条例の一部を改正する条例

大川市議会委員会条例（昭和42年大川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「農村環境整備課」を「クリーク課」に改める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

次に、

議案第25号

大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成22年3月19日

大川市長 植木光治

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

次に、お諮りいたします。ただいま議題としております案件のうち、議案第24号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、先ほど可決しました議案第3号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてに伴う改正であり、その内容は明らかでありますので、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これからただいま議題となっております議案第24号について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第24号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

市長（植木光治君）（登壇）

提案理由を申し上げます。

議案第25号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議会において、労働環境を整備することを目的とした労働基準法の改正を踏まえて、条例の一部改正をお願いしたところでありますが、当該改正にかかる時間外勤務の規定について、正規の1週間の勤務時間を超えて勤務した時間外労働時間に関する規定が追加して示されたことに伴い、さらに所要の改正を行う必要が生じたために、改正条例の一部を改正しようとするものであります。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第25号について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、議案を委員会に付託いたします。お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、直ちに総務委員会が第1委員会室で開かれますので、関係者の皆様はお集まりいただきますようお願いいいたします。

なお、本会議再開時刻は後ほどお知らせいたします。

午前11時16分 休憩

午後1時25分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第25号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。

総務委員長、中村博満君。

総務委員長（中村博満君）（登壇）

皆さんお疲れさまです。総務委員長報告を行います。

私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第25号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、先ほど可決されました議案第6号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その改正内容に、さらに追加して改正する必要が生じたので、所要の改正を行おうとするものです。

具体的には、一部改正で規定されていた分の正規の勤務時間の7時間45分を超えて勤務した時間に加えて、新たに週休日である土曜日、日曜日に勤務することにより週の勤務時間38時間45分を超えた時間を合算し、その合計時間が月に60時間を超えた分について、所定の超

過勤務手当を払おうとするものであります。

また、60時間を超えた部分について代替休暇を与えた場合は、その分について上乗せの割り増し手当を支給することを要しないとするものであります。

委員会では、60時間を超える勤務時間に関し、平日の超過勤務時間と土曜日、日曜日の勤務した時の超過勤務時間の取り扱いは同等なのかただしたところ、そのとおりである旨の答弁がなされました。さらに、60時間を計算する際の基準となる1ヶ月の算定基礎はいつからいつまでなのかただしたところ、その月の1日から月末までである旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第25号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきましては、議会運営委員長から議会の運営に関する事項及び議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について、次の定例会まで閉会中の継続調査の申し出がございます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

13番佐藤操君、14番山田廣登君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出があつてありますので、この際お願ひいたします。市長。

市長（植木光治君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会に提案をいたしました議案は、追加議案も含め、21件でございましたが、議員各位には慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。

審議の過程で議員の皆様からいただきました貴重な御意見や御助言等につきましては、真摯に受けとめ、今後の市政運営の中で反映させてまいりたいと思います。

また、平成22年度の予算におきましては、限られた財源の中で具体的な経済効果、雇用効果を生む政策を実現させるため、創意と工夫を持って諸課題に取り組み、住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。将来都市像である「活力、誇り、人を育む水と緑のまち 川郷 おおかわ」の実現に向け、最善を尽くすとともに、全力で市民の皆様の付託にこたえてまいり所存でありますので、議員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

これにて平成22年第2回大川市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後1時32分　閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長

大川市議会議員

大川市議会議員